

平成30年亀岡市議会定例会12月議会

条例一部改正資料

(新旧対照表)

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年亀岡市条例第25号）新旧対照表

現 行			改 正 後 (案)		
別表（第1条関係）			別表（第1条関係）		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
1 教育委員会委員	月額 107,000円	亀岡市副市長相当額	1 教育委員会委員	年額 1,000,000円	亀岡市副市長相当額
2 識見を有する者の中から選任された監査委員	月額 121,000円		2 識見を有する者の中から選任された監査委員	月額 121,000円	
3 議会の議員の中から選任された同委員	月額 53,000円		3 議会の議員の中から選任された同委員	月額 53,000円	
4 選挙管理委員会委員長	年額 389,000円		4 選挙管理委員会委員長	年額 389,000円	
5 同委員	年額 277,000円		5 同委員	年額 277,000円	
6 公平委員会委員長	年額 223,000円		6 公平委員会委員長	年額 223,000円	
7 同委員	年額 155,000円		7 同委員	年額 155,000円	
8 農業委員会会長	年額 243,000円		8 農業委員会会長	年額 243,000円	
9 同副会長	年額 219,000円		9 同副会長	年額 219,000円	
10 同委員	年額 194,000円		10 同委員	年額 194,000円	
11 農地利用最適化推進委員	年額 194,000円		11 農地利用最適化推進委員	年額 194,000円	
12 スポーツ推進委員	年額 36,000円		12 スポーツ推進委員	年額 36,000円	
13 固定資産評価審査委員会委員	日額 9,700円		13 固定資産評価審査委員会委員	日額 9,700円	
14 介護認定審査会委員	日額 14,300円		14 介護認定審査会委員	日額 14,300円	
15 障害者介護給付費等支給認定審査会委員	日額 14,300円		15 障害者介護給付費等支給認定審査会委員	日額 14,300円	
16 法令又は条例に基づく附属機関の構成員	日額 9,700円		16 法令又は条例に基づく附属機関の構成員	日額 9,700円	

職員の退職手当に関する条例（昭和30年亀岡市条例第28号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(退職手当の支給時期)</p> <p>第14条 特別職の職員に対する退職手当は、退職の都度これを支給する。</p> <p>附 則</p> <p>1～6 (略)</p>	<p>(退職手当の支給時期)</p> <p>第14条 特別職の職員に対する退職手当は、退職の都度これを支給する。<u>ただし、その者が退職の日の翌日に再び同一の特別職の職員となったときは、引き続き在職したものとみなすことができる。</u></p> <p>附 則</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 特別職の職員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する退職手当の額は、<u>第12条及び第13条の規定にかかわらず、それぞれの規定により算出した額に市長、副市長及び病院事業管理者は100分の90、教育長は100分の92の割合を乗じて得た額とする。</u></p>

亀岡市立幼稚園条例（昭和40年亀岡市条例第24号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>別表第1（第3条関係） 保育料</p> <p style="text-align: center;">表（略）</p> <p>（備考）</p> <p>1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 所得割課税額 地方税法（昭和25年法律第226号）及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定によって計算された市町村民税所得割課税額をいう。ただし、市町村民税所得割課税額を計算する場合には、 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>別表第1（第3条関係） 保育料</p> <p style="text-align: center;">表（略）</p> <p>（備考）</p> <p>1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 所得割課税額 地方税法（昭和25年法律第226号）及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定によって計算された市町村民税所得割課税額をいう。ただし、市町村民税所得割課税額を計算する場合には、<u>支給認定保護者（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項の支給認定保護者をいう。以下同じ。）又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この号において同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなし、並びに支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する者を同号に規定する寡婦とみなし、及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつ</u></p>

地方税法第314条の7第1項、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定は、適用しない。

(2) 均等割 地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。

2～4 (略)

5 次の各号のいずれかに該当する者（以下「特定被監護者等」という。）が2人以上いる支給認定保護者（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項の支給認定保護者をいう。以下同じ。）でこの表において第2階層又は第3階層に該当するものに係る年長の特定被監護者等から順に2人目以降の幼児に係る保育料は無料とし、第4階層から第7階層までに該当するものに係る年長の特定被監護者等から順に2人目の幼児に係る保育料は、当該支給認定保護者の階層区分における保育料の1/2とし、3人目以降の幼児に係る保育料は、無料とする。

- (1) 支給認定保護者に監護される者
- (2) 支給認定保護者に監護されていた者
- (3) 支給認定保護者又はその配偶者の直系卑属（前2号に掲げる者を除く。）

6 (略)

(1)・(2) (略)

7 (略)

(1)・(2) (略)

た男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する者を同号に規定する寡夫とみなして算定するものとし、地方税法第314条の7第1項、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定は、適用しない。

(2) 均等割 地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。

2～4 (略)

5 次の各号のいずれかに該当する者（以下「特定被監護者等」という。）が2人以上いる支給認定保護者

でこの表において第2階層又は第3階層に該当するものに係る年長の特定被監護者等から順に2人目以降の幼児に係る保育料は無料とし、第4階層から第7階層までに該当するものに係る年長の特定被監護者等から順に2人目の幼児に係る保育料は、当該支給認定保護者の階層区分における保育料の1/2とし、3人目以降の幼児に係る保育料は、無料とする。

- (1) 支給認定保護者に監護される者
- (2) 支給認定保護者に監護されていた者
- (3) 支給認定保護者又はその配偶者の直系卑属（前2号に掲げる者を除く。）

6 (略)

(1)・(2) (略)

7 (略)

(1)・(2) (略)

亀岡市営特定目的住宅条例（昭和43年亀岡市条例第11号）新旧対照表

現 行				改 正 後 (案)			
別表（第2条、第7条関係）				別表（第2条、第7条関係）			
亀岡市蕨田野町天川	木造平家建て	<u>7戸</u>	1,000円	亀岡市蕨田野町天川	木造平家建て	<u>6戸</u>	1,000円

亀岡市道路の占用に関する条例（昭和31年亀岡市条例第36号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(占用の許可)</p> <p>第2条 市長は、亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条第4号に掲げる暴力団員等に対し、法第32条第1項_____の許可（以下「許可」という。）をしてはならない。ただし、公益上必要な施設又は日常生活等を営むために必要やむを得ないと市長が認める施設を設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(<u>占用料の減免</u>)</p> <p>第5条 市長は、公益上の理由その他特別の理由があると認めるときは、<u>占用料を減免することができる。</u></p>	<p>(占用の許可)</p> <p>第2条 市長は、亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条第4号に掲げる暴力団員等に対し、<u>法第32条第1項及び電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第10条、第11条第1項又は第12条第1項の許可</u>（以下「許可」という。）をしてはならない。ただし、公益上必要な施設又は日常生活等を営むために必要やむを得ないと市長が認める施設を設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(<u>占用料の減免</u>)</p> <p>第5条 <u>占用料の一部を免除することができる物件及びその額は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、当該額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>(1) <u>電線共同溝に敷設する電線その他これに類する線類 占用料に10分の2を乗じた額</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるものと一体不可分な変圧器等の工作物 占用料に9分の8を乗じた額</u></p> <p>2 <u>前項に定めるもののほか、市長は、公益上の理由その他特別の理由があると認めるときは、<u>占用料を減免することができる。</u></u></p>

別表（第3条関係）

道路占用料

	占有物件	単位	金額	摘要
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	電柱	1本につき1年	円 2,300	支線及び支柱はそれぞれの柱類とみなす。
	電話柱（電柱であるものを除く。）	1本につき1年	900	
	その他の柱類	1本につき1年	2,300	
	公衆電話所	1個につき1年	2,300	
	地下電線その他地下に設ける線類	1メートルにつき1年	200	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	1メートルにつき1年	200	
	外径が0.2メートル未満のもの		500	
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		1,000	
	外径が0.4メートル以上1.0メートル未満のもの		1,800	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	鉄道、軌道その他これらに類するもの	占有面積1平方メートルにつき1年	1,500	
法第32条第1項第4号に掲げる施設	日よけ、雨よけ、雪よけその他これらに類するもの	〃	1,200	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	道路その他これらに類するもの	〃	1,500	のり敷に設ける通路橋を含む。
法第32条第1項第6号に掲げる施設	露店、商店、置場その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1月	600	
	道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	表示面積1平方メートルにつき1年	6,200	
	アーチ類	1本につき1月	6,200	
令第7条第4号及び第5号に掲げる	工事用板囲、足場、詰所その他工事用施設及び土石、瓦、竹木その他工事用材料置場	占有面積1平方メートルにつき1月	600	

別表（第3条関係）

道路占用料

	占有物件	単位	金額	摘要
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	電柱	1本につき1年	円 2,300	支線及び支柱はそれぞれの柱類とみなす。
	電話柱（電柱であるものを除く。）	1本につき1年	900	
	その他の柱類	1本につき1年	2,300	
	公衆電話所	1個につき1年	2,300	
	地下電線その他地下に設ける線類	1メートルにつき1年	200	
	路上に設ける変圧器等	1個につき1年	1,500	
	地下に設ける変圧器等	占有面積1平方メートルにつき1年	920	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	1メートルにつき1年	200	
	外径が0.2メートル未満のもの		500	
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		1,000	
	外径が0.4メートル以上1.0メートル未満のもの		1,800	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	鉄道、軌道その他これらに類するもの	占有面積1平方メートルにつき1年	1,500	
法第32条第1項第4号に掲げる施設	日よけ、雨よけ、雪よけその他これらに類するもの	〃	1,200	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	道路その他これらに類するもの	〃	1,500	のり敷に設ける通路橋を含む。
法第32条第1項第6号に掲げる施設	露店、商店、置場その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1月	600	
	道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	表示面積1平方メートルにつき1年	6,200	
	アーチ類	1本につき1月	6,200	
令第7条第4号及び第5号に掲げる物件	工事用板囲、足場、詰所その他工事用施設及び土石、瓦、竹木その他工事用材料置場	占有面積1平方メートルにつき1月	600	



物件				
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び第7号に掲げる施設	仮建築物	1平方メートルにつき1年	1,800	

備考

- 1 占用目的が類別の単位に満たないものは、1単位に切り上げる。
- 2 年額をもって定める占用料で占用期間が1年に満たないものは、月数に年額の12分の1を乗じて得た額とし、月数をもって定める占用料で1月に満たないものは、1月に相当する額とする。
- 3 1件の占用料の額が100円未満であるものは、100円とし、徴収する額に10円未満の端数を生じた場合の端数は、切り捨てる。

令第7条第4号及び第5号に掲げる物件	工事用板囲、足場、詰所その他工事用施設及び土石、瓦、竹木その他工事用材料置場	占用面積1平方メートルにつき1月	600	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び第7号に掲げる施設	仮建築物	1平方メートルにつき1年	1,800	

備考

- 1 占用目的が類別の単位に満たないものは、1単位に切り上げる。
- 2 年額をもって定める占用料で占用期間が1年に満たないものは、月数に年額の12分の1を乗じて得た額とし、月数をもって定める占用料で1月に満たないものは、1月に相当する額とする。
- 3 1件の占用料の額が100円未満であるものは、100円とし、徴収する額に10円未満の端数を生じた場合の端数は、切り捨てる。

亀岡市特別会計条例（昭和39年亀岡市条例第8号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第209条第2項の規定により次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p>(1) 亀岡市国民健康保険事業特別会計 国民健康保険事業を行うため</p> <p>(2) 亀岡市休日診療事業特別会計 休日診療事業を行うため</p> <p><u>(3) 亀岡市地域下水道事業特別会計</u> <u>地域下水道事業を行うため</u></p> <p><u>(4) 亀岡市介護保険事業特別会計</u> 介護保険事業を行うため</p> <p><u>(5) 亀岡市後期高齢者医療事業特別会計</u> 後期高齢者医療事業を行うため</p> <p><u>(6) 亀岡市土地取得事業特別会計</u> 公共用地の先行取得事業を行うため</p> <p><u>(7) 亀岡市曾我部山林事業特別会計</u> 山林造成事業を行うため</p> <p><u>(8) 亀岡市水道事業会計</u> 水道事業を行うため</p> <p><u>(9) 亀岡市下水道事業会計</u> 下水道事業を行うため</p> <p><u>(10) 亀岡市病院事業会計</u> 病院事業を行うため</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第209条第2項の規定により次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p>(1) 亀岡市国民健康保険事業特別会計 国民健康保険事業を行うため</p> <p>(2) 亀岡市休日診療事業特別会計 休日診療事業を行うため</p> <p><u>(3) 亀岡市介護保険事業特別会計</u> 介護保険事業を行うため</p> <p><u>(4) 亀岡市後期高齢者医療事業特別会計</u> 後期高齢者医療事業を行うため</p> <p><u>(5) 亀岡市土地取得事業特別会計</u> 公共用地の先行取得事業を行うため</p> <p><u>(6) 亀岡市曾我部山林事業特別会計</u> 山林造成事業を行うため</p> <p><u>(7) 亀岡市水道事業会計</u> 水道事業を行うため</p> <p><u>(8) 亀岡市下水道事業会計</u> 下水道事業を行うため</p> <p><u>(9) 亀岡市病院事業会計</u> 病院事業を行うため</p>

(弾力条項の適用)

第3条 第1条各号(第1号、第4号及び第5号を除く。)に掲げる特別会計においては、法第218条第4項の規定により弾力条項を適用することができるものとする。

(弾力条項の適用)

第3条 第1条各号(第1号、第3号及び第4号を除く。)に掲げる特別会計においては、法第218条第4項の規定により弾力条項を適用することができるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の亀岡市特別会計条例第1条に規定する亀岡市地域下水道事業特別会計に係る決算上の剰余又は不足、債権、債務及び資産は、亀岡市下水道事業会計に引き継ぐものとする。

亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例（平成29年亀岡市条例第31号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(設置)</p> <p>第2条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、水道事業（附帯する飲料水供給施設を含む。）を設置する。</p> <p>2 下水を排除し、又は処理するため、下水道事業_____を_____を設置する。</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第4条 上下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 水道事業の給水区域等は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 下水道事業の事業区域等は、<u>下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により定めた事業計画の区域等</u>とする。</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、水道事業（附帯する飲料水供給施設を含む。）を設置する。</p> <p>2 下水を排除し、又は処理するため、下水道事業<u>（公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び小規模集合排水処理事業をいう。以下同じ。）</u>を設置する。</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第4条 上下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 水道事業の給水区域等は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 下水道事業の事業区域等は、<u>次のとおり</u>_____とする。</p> <p>(1) <u>公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の事業区域等は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により定めた事業計画の区域等とする。</u></p> <p>(2) <u>農業集落排水事業</u></p> <p>ア <u>処理区域は、西別院町、本梅町、東本梅町、宮前町、馬路町、旭町、千歳町及び河原林町の一部の区域とする。</u></p> <p>イ <u>処理区域面積は、400.9ヘクタールとする。</u></p> <p>ウ <u>計画処理人口は、12,830人とする。</u></p> <p>エ <u>一日計画最大汚水量は、4,168.7立方メートルとする。</u></p> <p>(3) <u>小規模集合排水処理事業</u></p> <p>ア <u>処理区域は、東別院町小泉の一部の区域とする。</u></p> <p>イ <u>処理区域面積は、5.5ヘクタールとする。</u></p> <p>ウ <u>計画処理人口は、90人とする。</u></p> <p>エ <u>一日計画最大汚水量は、29.7立方メートルとする。</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例施行のために必要な行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

亀岡市上下水道事業経営審議会条例（平成11年亀岡市条例第4号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(設置)</p> <p>第1条 本市の上下水道事業（水道事業及び下水道事業（<u>亀岡市地域下水道条例（平成13年亀岡市条例第18号）第2条に規定する地域下水道に係る事業を含む。</u>）をいう。以下同じ。）の健全な経営を図るため _____、<u>亀岡市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）</u>を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、<u>市長（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。）</u>の諮問に応じ、<u>本市上下水道事業の経営に関する事項について調査及び審議を行い、答申するものとする。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから<u>市長</u>が委嘱又は任命する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その他<u>市長</u>が必要と認める者</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、2年以内で<u>市長</u>が定める期間とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、<u>市長</u>が別に定める。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>上下水道事業（亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例（平成29年亀岡市条例第31号）第1条に規定する上下水道事業 _____をいう。以下同じ。）の健全な経営を図るため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、</u><u>亀岡市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）</u>を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、<u>上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という _____。）</u>の諮問に応じ、<u>上下水道事業の経営に関する事項について調査及び審議を行い、答申するものとする。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから<u>管理者</u>が委嘱又は任命する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その他<u>管理者</u>が必要と認める者</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、2年以内で<u>管理者</u>が定める期間とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、<u>管理者</u>が別に定める。</p>

亀岡市下水道条例（昭和57年亀岡市条例第24号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>目次</p> <p><u>第1章 総則(第1条・第2条)</u></p> <p><u>第1章の2 公共下水道の構造の基準及び終末処理場の維持管理基準</u> <u>(第2条の2－第2条の7)</u></p> <p><u>第2章 排水設備の設置等 (第3条－第9条)</u></p> <p><u>第3章 公共下水道の使用 (第10条－第23条)</u></p> <p><u>第4章 行為の許可及び占用 (第24条－第29条)</u></p> <p><u>第5章 雑則 (第30条－第36条)</u></p> <p><u>第6章 罰則 (第37条－第39条)</u></p> <p><u>附則</u></p> <p>    第1章 総則</p> <p>    (趣旨)</p> <p>第1条 <u>市の設置する公共下水道</u> _____の構造、管理及び使用については、<u>下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)</u>その他<u>法令</u>で定めるもののほか、この条例の定めるところによる。</p>	<p>目次</p> <p><u>第1章 総則 (第1条－第3条)</u></p> <p><u>第2章 公共下水道</u></p> <p>    <u>第1節 終末処理場の名称等 (第4条)</u></p> <p>    <u>第2節 公共下水道の構造の基準及び終末処理場の維持管理基準</u>     <u>(第4条の2－第4条の7)</u></p> <p>    <u>第3節 排水設備の設置等 (第5条－第10条)</u></p> <p>    <u>第4節 公共下水道の使用 (第11条－第19条)</u></p> <p>    <u>第5節 行為の許可及び占用 (第20条－第25条)</u></p> <p><u>第3章 農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設 (第26</u> <u>条－第30条)</u></p> <p><u>第4章 使用料及び手数料 (第31条－第41条)</u></p> <p><u>第5章 雑則 (第42条－第45条)</u></p> <p><u>第6章 罰則 (第46条－第48条)</u></p> <p><u>附則</u></p> <p>    第1章 総則</p> <p>    (趣旨)</p> <p>第1条 <u>下水道(公共下水道、農業集落排水処理施設及び小規模集合</u> <u>排水処理施設をいう。以下同じ。)</u>の構造、管理及び使用については、<u>法令</u> _____で定めるもののほか、この条例の定めるところによる。</p>

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水 法第2条第1号に規定する下水をいう。
- (2) 汚水 法第2条第1号に規定する汚水をいう。
- (3) 公共下水道 法第2条第3号に規定する公共下水道で市が設置するものをいう。
- (4) 排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備（屋内の排水管、これに固着する洗面器及び水洗便所のタンク並びに便器を含み、し尿浄化槽を除く。）をいう。
- (5) 除害施設 法第12条第1項に規定する除害施設をいう。
- (6) 特定事業場 法第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。
- (7) 排水区域 法第2条第7号に規定する排水区域をいう。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水 生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは付随する廃水（農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設にあつては、工場廃水その他特殊な排水を除く。以下「汚水」という。）又は雨水をいう。
- (2) 公共下水道 下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条第3号に規定する公共下水道で市が設置するものをいう。
- (3) 農業集落排水処理施設 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定に基づき農業振興地域として指定された地域における汚水を排除し、及び処理するために市が設置する施設で、汚水を集合して処理し、公共の水域に放流するための処理施設及びこれを補完する施設を有するものをいう。
- (4) 小規模集合排水処理施設 前2号に掲げる施設により処理される地域以外の地域内において汚水を排除し、及び処理するために市が設置する施設で、汚水を集合して処理し、公共の水域に放流するための処理施設及びこれを補完する施設を有するものをいう。
- (5) 排水設備 下水を下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設をいう。
- (6) 除害施設 下水による下水道への障害を除去するために必要な施設をいう。
- (7) 排水区域 公共下水道にあつては、法第2条第7号に規定する排水区域をいい、農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設にあつては、処理区域をいう。



(8) 処理区域 法第2条第8号に規定する処理区域をいう。

(9) 管渠 排水管及び排水渠をいう。

(10) 取付管 公共汚水ますから公共下水道に固着する排水管をいう。

(11) 公共汚水ます 排水管と取付管を連絡するますをいう。

(12) 使用者 下水を公共下水道に排除し、これを使用する者をいう。

(13) 排水設備設置義務者 法第10条第1項各号に規定する排水設備の設置者（以下「設置義務者」という。）をいう。

(14) 排水量 使用者が公共下水道に排除した下水の量をいう。

(15) 水道水 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道により供給される水をいう。

(16) 地下水等 井戸水、湧き水、河川水等で水道水以外の水をいう。

(17) 給水装置 亀岡市水道事業給水条例（平成29年亀岡市条例第32号）第3条第1号に規定する給水装置をいう。

(18) 公衆浴場 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条に規

(8) 処理区域 公共下水道にあつては、法第2条第8号に規定する処理区域をいい、農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設にあつては、第26条第2項の規定により告示した汚水を排除し、及び処理すべき区域をいう。

(9) 取付管 公共汚水ますから下水道の本管に固着する排水管をいう。

(10) 公共汚水ます 排水設備と取付管を連絡するますをいう。

(11) 使用者 下水を下水道に排除し、これを使用する者をいう。

(12) 設置義務者 公共下水道にあつては、法第10条第1項の規定により排水設備を設置しなければならない者をいい、農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設にあつては、当該下水道の供用を開始した場合において、処理区域内に汚水を生じる建築物を有する者をいう。

(13) 排水量 使用者が下水道に排除した下水の量をいう。

(14) 水道水 亀岡市水道事業給水条例（平成29年亀岡市条例第32号。以下「水道事業給水条例」という。）又は亀岡市飲料水供給施設給水条例（昭和43年亀岡市条例第13号。以下「飲料水供給施設給水条例」という。）に基づき給水される水をいう。

(15) 地下水等 井戸水、湧き水、河川水等で水道水以外の水をいう。

(16) 給水装置 水道事業給水条例第3条第1号（飲料水供給施設給水条例第5条において準用する場合を含む。）に規定する給水装置をいう。

定する公衆浴場をいう。

第1章の2 公共下水道の構造の基準及び終末処理場の維持管理基準

(公共下水道の構造の基準)

第2条の2 法第7条第2項に規定する条例で定める公共下水道の構造の基準は、次条から第2条の6までに定めるところによる。

(排水施設及び処理施設に共通する構造の基準)

第2条の3 排水施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
- (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして管理者が定めるものを除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。
- (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の管理者が定める措置が講ぜられていること。

(排水施設の構造の基準)

第2条の4 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

<削除>

(1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、管理者が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

(2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分については、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。

(3) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。

(4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。

(5) ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。

(処理施設の構造の基準)

第2条の5 処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の基準は、第2条の3に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。

(2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう管理者が定める措置が講ぜられていること。

(適用除外)

第2条の6 前3条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

(1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道

(2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

(終末処理場の維持管理)

第2条の7 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 活性汚泥を使用する処理方法による場合は、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。

(2) ちん砂池又はちんでん池の泥ために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。

(3) 急速濾過法による場合は、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。

(4) 前3号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。

(5) 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。

(6) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう管理者が定める措置を講ずること。

## 第2章 排水設備の設置等

(排水設備の設置義務)

第3条 設置義務者は、法第10条第1項の規定により公共下水道の供用開始の日から6箇月以内に排水設備を設置しなければならない。ただし、水洗便所への改造義務については、法第11条の3に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)が特別の事由があると認めた者に対し

(代理人及び総代人の選定)

第3条 設置義務者が市内に居住しないとき、又は下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)において必要があると認めたときは、設置義務者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置き、管理者に届け出なければならない。代理人を変更した場合も同様とする。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、下水道の使用に関する事項を処理させるため、総代人を選定し、管理者に届け出なければならない

ては、この期間を延長することができる。

(代理人及び総代理人の選定)

第4条 使用者又は設置義務者が、市内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めるときは、この条例に定める事項を処理させるため、管理者は、その者に対して市内に居住する者の中から代理人の選定を命じることができる。

2 排水設備を共有する者又は共用の給水装置を使用する者は、この条例に定める事項を処理させるため、その者の中から総代理人を選定し届け出なければならない。

3 前2項の届出のあった代理人又は総代理人を変更又は廃止するときも同様とする。

4 管理者は、前3項の届出のあった代理人又は総代理人を不相当と認めるときは、変更させることができる。

<新規>

ない。総代理人に変更がある場合も同様とする。

(1) 排水設備を共有する者

(2) 給水装置を共有又は共用する使用者

(3) その他管理者が必要と認めた者

3 管理者は、前項の総代理人を不相当と認めるときは、変更させることができる。

## 第2章 公共下水道

### 第1節 終末処理場の名称等

(終末処理場の名称等)

第4条 公共下水道に設置する終末処理場の名称及び位置は、次のとおりとする。

<u>種類</u>	<u>名称</u>	<u>位置</u>
公共下水道	亀岡市年谷浄化センター	亀岡市三宅町八田1番地
特定環境保全公共下水道	保津浄化センター	亀岡市保津町三ノ坪128番地

### 第2節 公共下水道の構造の基準及び終末処理場の維持管理基準

(構造の基準)

第4条の2 法第7条第2項に規定する条例で定める公共下水道の構造の基準は、次条から第4条の6までに定めるところによる。

(排水施設及び処理施設に共通する構造の基準)

第4条の3 排水施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとするができる。
- (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして管理者が定めるものを除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。
- (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の管理者が定める措置が講ぜられていること。

(排水施設の構造の基準)

第4条の4 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、管理者が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- (2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。

(3) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。

(4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他排水管又は排水渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。

(5) ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。  
(処理施設の構造の基準)

第4条の5 処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の基準は、第4条の3に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。

(2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう管理者が定める措置が講ぜられていること。

(適用除外)

第4条の6 前3条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

(1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道

(2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

(終末処理場の維持管理)

第4条の7 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体

<新規>

(排水設備の接続方法及び内径等)

第5条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 公共下水道に汚水を排除すべき排水設備にあつては、公共汚水ますその他の排水施設（法第11条第1項の規定による場合又は同項の規定に該当しない場合に所有者の承諾を得て

又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。

(2) 沈砂池又は沈殿池の泥のために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。

(3) 急速濾過法によるときは、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。

(4) 前3号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。

(5) 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。

(6) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう管理者が定める措置を講ずること。

### 第3節 排水設備の設置等

(排水設備の設置義務)

第5条 公共下水道の設置義務者は、公共下水道の供用開始の日から6月以内に排水設備を設置しなければならない。ただし、水洗便所（污水管が公共下水道に連結されたものに限る。以下同じ。）への改造については、3年以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(排水設備の接続方法及び内径等)

第6条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「排水設備の新設等」という。）を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 公共下水道に汚水を流入させるために設ける排水設備にあつては、公共汚水ます（他人の排水設備により汚水を排除する場合における当該排水設備を含む。以下この条において同じ



他人の排水設備により汚水を排除する場合における他人の排水設備を含む。以下「公共汚水ます等」という。)で汚水を排除すべきものに固着させること。

(2) 排水設備を公共汚水ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で管理者が別に定める規程によること。

(3) 汚水を排除すべき排水管の内径及び勾配は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ同表の中欄及び右欄に掲げる内径及び勾配の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は75ミリメートル以上とすることができる。

排水人口 (単位 人)	排水管の内径 (単位 ミリメートル)	排水管の勾配
150未満	100以上	100分の2以上
150以上300未満	150以上	100分の1.7以上
300以上600未満	200以上	100分の1.5以上
600以上	250以上	100分の1.3以上

(公共下水道に直接接続しない排水施設の新設等)

第6条 公共下水道に汚水を流入させるために設ける排水施設（排水設備及び法第24条第1項の規定によりその措置について許可を受けるべき排水施設を除く。以下この条及び次条において同じ。）の新設等を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 汚水は、公共汚水ます等で汚水を排除すべきものに流入させるよう設けること。

\_\_\_\_\_。)で汚水を排除すべきものに固着させること。

(2) 排水設備を公共汚水ますに固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で管理者が別に定めるものによること。

(3) 汚水を排除すべき排水管の内径及び勾配は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ同表の中欄及び右欄に掲げる内径及び勾配の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は75ミリメートル以上とすることができる。

排水人口 (単位 人)	排水管の内径 (単位 ミリメートル)	排水管の勾配
150未満	100以上	100分の2以上
150以上300未満	150以上	100分の1.7以上
300以上600未満	200以上	100分の1.5以上
600以上	250以上	100分の1.3以上

(4) 前各号に定めるもののほか、管理者が別に定める排水設備の設置及び構造の基準によること。

<削除>

(2) 堅固で耐久力を有する構造とすること。

(3) 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置を講ぜられていること。

(排水設備等の計画の確認)

第7条 排水設備又は前条の排水施設（これらに接続する除害施設を含む。以下「排水設備等」という。）の新設等 \_\_\_\_\_ を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、申請書に必要な書類を添付して提出し、管理者の確認を受けなければならない

—。

2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更又は廃止をしようとするときは、その変更又は廃止について書面により届け出て、同項の規定による管理者の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を届け出ることをもって足りる。

(排水設備等の検査)

第8条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から5日以内に到達するようにその旨を管理者に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、管理者の検査を受けなければならない。

2 既設の排水設備等を使用して公共下水道に汚水を排除しようとする設置義務者は、管理者に届け出て、前項の検査を受けなければならない。

3 管理者は、前2項の検査をした場合において、その排水設備等が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めるときは、検査済証を交付するものとする。

(排水設備 \_\_\_\_\_ の計画の確認)

第7条 排水設備の新設等（既設の排水設備等を使用する場合を含み、管理者が別に定める軽易な修繕を除く。以下同じ。）を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備の設置及び構造の基準 \_\_\_\_\_ に適合するものであることについて管理者に申請して、その \_\_\_\_\_ 確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

(排水設備 \_\_\_\_\_ の検査)

第8条 排水設備の新設等 \_\_\_\_\_ を行った者は、工事の完了後5日以内に管理者に届け出て、その \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 検査を受けなければならない。

2 管理者は、前項の検査の結果、排水設備がその設置及び構造の基準 \_\_\_\_\_ に適合していると認めるときは、検査済証を交付するものとする。

(排水設備等の工事の実施)

第9条 排水設備等（除害施設を除く。以下この条において同じ。）の新設等の設計及び工事は、管理者が指定した業者（以下「指定工事業者」という。）でなければ行ってはならない。ただし、管理者において工事を実施するときは、この限りでない。

2 指定工事業者について必要な事項は、管理者が別に定める。

第3章 公共下水道の使用

<新規>

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第10条 特定事業場 から下水を排除して公共下水道を使用する者は、次に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。

- (1) 温度 45度 未満
- (2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- (3) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満

(排水設備の工事の施行)

第9条 排水設備の新設等の工事の施行 は、管理者が指定した業者（以下「指定工事業者」という。）でなければ行ってはならない。

2 指定工事業者について必要な事項は、管理者が別に定める。

(特別の必要による公共汚水ます等の新設等)

第10条 特別の必要により公共汚水ます、取付管その他の排水施設の新設、増設又は改築（以下「公共汚水ます等の新設等」という。）を必要とする者は、あらかじめ管理者に申請して、その承認を受けなければならない。

- 2 公共汚水ます等の新設等に要した経費は、その必要とする者の負担とする。ただし、管理者が特に認めたときは、この限りでない。
- 3 第1項の規定により管理者の承認を得て設置した公共汚水ます等は、市の所有とする。
- 4 公共汚水ます等の新設等の基準及び手続については、管理者が別に定める。

第4節 公共下水道の使用

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第11条 特定事業場（法第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。以下同じ。） から下水を排除して公共下水道を使用する者は、次に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。

- (1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満
- (2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- (3) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満

- (4) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満
- (5) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
  - ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
  - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
- (6) 沃素消費量 1リットルにつき220ミリグラム未満
- (7) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満
- (8) 燐含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満

2 特定事業場から排除される下水が河川その他の公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除された場合において、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の規定による環境省令により、当該下水について、前項各号に掲げる項目に関し、当該各号に定める水質より緩やかな水質の排水基準が適用されるときは、当該下水に係る前項に規定する水質基準は、前項の規定にかかわらず、その排水基準とする。

（除害施設の設置）

第11条 次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排

- (4) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満
- (5) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
  - ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
  - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
- (6) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満
- (7) 燐含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満

2 特定事業場から排除される下水に係る前項に規定する水質の基準は、次の各号に掲げる場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する緩やかな排水基準とする。

(1) 前項第1号、第6号又は第7号に掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が当該公共下水道からの放流水に係る公共の水域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の規定による環境省令により、又は同法第3条第3項の規定による条例により、当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるとき。

(2) 前項第2号から第5号までに掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が河川その他の公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法の規定による環境省令により、当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるとき。

（除害施設の設置）

第12条 次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排

除してはならないとされるものを除く。)を継続して排除するために公共下水道を使用する者は、除害施設を設けてこれを  
しなければならぬ。

(1) 下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第4項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。

(2) 前条第1項各号に掲げる物質又は項目 当該水質基準に係る数値とする。

(3) 前2号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で京都府環境を守り育てる条例(平成7年京都府条例第33号)により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの(生物化学的酸素要求量に類似する項目及び大腸菌群数を除く。) 当該排水基準に係る数値とする。

除してはならないとされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置を  
しなければならぬ。

(1) 下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第4項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。

(2) 温度 45度未満

(3) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満

(4) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満

(5) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満

(6) 浮遊物質量 1リットルにつき600ミリグラム未満

(7) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

(8) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満

(9) リン含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満

(10) 有機物消費量 1リットルにつき220ミリグラム以下

(11) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で京都府環境を守り育てる条例(平成7年京都府条例第33号)により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの(生物化学的酸素要求量に類似する項目及び大腸菌群数を除く。) 当

(適用除外)

第12条 前条各号に定める項目のうち、次に定める項目についてその排除される下水の量が1日当たり50立方メートル未満のものについては、前条の規定を適用しない。

(1) 水素イオン濃度

(2) 生物化学的酸素要求量

(3) 浮遊物質

(4) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

<新規>

(除害施設管理責任者の選定)

第13条 除害施設を設置しようとする者又は設置している者は、当該除害施設に関する業務を行わせるために、現に当該工場又は事業場に勤務する者の中から除害施設管理責任者を選定し、管理者に届け出なければならない  
\_\_\_\_\_。

(土砂等の投入の禁止)

第14条 土砂、ごみ、油類、農薬その他公共下水道に障害を及ぼすおそれのあるものを公共下水道に投入し、又は排除してはならない。

2 (略)

<新規>

該排水基準に係る数値

2 前項の規定は、管理者が別に定める基準に適合する下水については、適用しない。

3 第7条及び第8条の規定は、除害施設の設置について準用する。

<削除>

(水質等の測定義務)

第13条 除害施設の設置者は、当該下水の水質及び排水量を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(除害施設管理責任者の選定)

第14条 除害施設の設置者\_\_\_\_\_は、当該除害施設に関する業務を行わせるために、現に当該工場又は事業場に勤務する者の中から除害施設管理責任者を選定し、管理者に届け出なければならない。除害施設管理責任者を変更するときも同様とする。

(土砂等の投入の禁止)

第15条 土砂、ごみ、油類、農薬その他公共下水道に障害を及ぼすおそれのあるものを公共下水道に投入し、又は排除してはならない。

2 (略)

(排除の停止又は制限)

第16条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、公共下水道への下水等の排除を停止させ、又は制限することができる。

(使用開始等の届出)

第15条 使用者が、公共下水道の使用を開始し、休止 若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、当該使用者は、遅滞なくその旨を 管理者に届け出なければならない。

(公共下水道の一時使用)

第16条 土木又は建築に関する工事の施行に伴う下水を排除するため、一時的に公共下水道を使用する者その他下水を排除して一時的に公共下水道を使用しようとする者は、あらかじめ、管理者に届出て許可を受けなければならない。

(公共下水道の特別使用)

第17条 排水区域外又は処理区域外の者であっても、公共下水道の管理上支障がない場合、管理者が必要と認めた者に限り、条件を付けて下水を排除するため、公共下水道の特別使用を許可することができる。

2 前項の規定により許可を受けた者に対しては、この条例の規定を適用する。

(使用料の徴収)

第18条 管理者は、公共下水道の使用について、使用者又は総代人から使用料を徴収する。

2 前項の使用料は、2箇月を1期（以下「使用期」という。）として、納入通知書又は集金の方法により徴収する。ただし、管理者が必要であると認めたときは、この限りでない。

(1) 公共下水道を損傷するおそれがあるとき。

(2) 公共下水道の機能を阻害するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理上必要があると認めるとき。

(使用開始等の届出)

第17条 使用者は、公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、管理者が別に定めるところにより管理者に届け出なければならない。届け出た事項を変更するときも同様とする。

(一時使用)

第18条 土木又は建築に関する工事の施行等に伴う下水を排除するため、一時的に公共下水道を使用しようとする者 は、あらかじめ、管理者に届出て、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更し、又は廃止するときも同様とする。

<削除>

3 使用料は、第15条に規定する届出により徴収する。ただし、同条に規定する届出を怠った場合は、管理者がその日を認定する。

4 第2項の規定にかかわらず、第16条の規定により一時的に公共下水道を使用する場合において、管理者の定めた使用料を前納させることができる。この場合に、使用料の精算及びこれに伴う還付又は追徴は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったとき、その他管理者が必要と認めたときに行うものとする。

5 共用の給水装置を使用する使用者は、使用料の納付について連帯して責任を負う。

(使用料の算定)

第19条 使用料の額は、毎使用期における排水量に応じ、次の表に定めるところにより算定した額に100分の108を乗じたものとする。ただし、1円未満の端数については切り捨てるものとする。

(1期2箇月当たり)

用途別	基本料金		超過料金 (1立方メートルにつき)	
	基本排水量	金額	立方メートル	円
家事用	立方メートル 20	円 2,600	21～30	130
			31～40	150
			41～60	190
			61～100	240
			101立方メートル以上	320
			その他 汚水用	40
			61～100	270
			101～400	310
			401～1,000	360
			1,001立方メートル以上	420
公衆浴 場用	200	24,000	201立方メートル以上	120

(特別使用)

第19条 公共下水道の特別使用（排水区域外の下水を下水道に排除することをいう。以下同じ。）をしようとする者は、あらかじめ管理者に申請して、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。



2 前項の用途の適用基準については、管理者が別に定める。

3 使用者が使用期中途において公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときの使用料は、次に定めるところにより算定した額に100分の108を乗じたものとする。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。

(1) 排水量が、基本排水量の2分の1以下のときは、基本料金の2分の1とする。

(2) 排水量が、基本排水量の2分の1を超えるときは、1期分とみなして算定する。

4 使用期中途において、その用途に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用する。

(排水量の算定)

第20条 排水量の算定は、次の各号に定めるところによる。

(1) 水道水を使用した場合は、水道水の給水量をもってその排水量とする。

(2) 地下水等を使用する場合の排水量は、その使用水量とし、その使用水量は、管理者が認定する。

(3) 水道水と地下水等を併用する場合の排水量は、水道水の給水量に地下水等の使用水量を加えたものとし、管理者が認定する。

(4) 前3号の場合において、清涼飲料水製造業、製氷業、醸造業その他の事業で、その事業に使用する水の量と排水量とが著しく異なるときは、その事業を営む者は、毎使用期の排水量及び算出の根拠を記載した申告書を管理者に提出するものとする。この場合において、管理者は、その申告内容を審査して、その使用者の汚水量を認定する。

2 管理者は、公共下水道の管理上支障がなく、かつ、管理者が特に必要と認めた場合に限り、条件を付けて特別使用を許可することができる。

3 第1項の規定により特別使用の許可を受けた者に対しては、この条例の規定を適用する。

<削除>

(5) 第16条に規定する一時的に公共下水道を使用する者は、排水量の算出の根拠を記載した申告書を管理者に提出するものとする。この場合において、管理者は、その申告内容を審査して、その使用者の排水量を認定する。

(計測装置の設置等)

第21条 管理者は、地下水等の排水量の算定をするため必要と認める場合には、適当な場所に計測装置を設置し、これを使用者に貸与することができる。

2 使用者は、前項の計測装置を相当の注意をもって管理するものとし、故意又は過失により、これを毀損又は亡失したときは、管理者の認定する損害額を賠償しなければならない。

3 管理者は、関係職員を計測装置の計測、維持、修繕、撤去その他必要な限りにおいて、計測装置の設置してある場所に立ち入らせることができる。この場合において、計測装置の貸与を受けた使用者は、正当な理由なくこれを拒むことができない。

4 前項の規定により計測装置の設置してある場所に立ち入る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(水質等の測定義務)

第22条 第11条の規定により除害施設を設置した者は、当該下水の水質及び排水量を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(資料の提出)

第23条 管理者は、公共下水道を適正に管理するため必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。

#### 第4章 行為の許可及び占用

(行為の許可)

#### 第5節 行為の許可及び占用

(行為の許可)

第24条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、申請書を管理者に提出しなければならない。許可を受けた事項を変更又は廃止しようとするときも、同様とする。

2 (略)

(許可を要しない軽微な変更)

第25条 法第24条第1項の条例で定める軽微な変更は、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件で、同項の許可を受けた物件（地上に存する部分に限る。）に対する添加であって、同項の許可を受けた者が、当該施設又は工作物その他の物件を設ける目的に付随して行うものとする。

(公共下水道施設附近地での行為)

第26条 公共下水道施設附近地で、施設又は機能に支障を及ぼすおそれのある行為を行おうとするときは、管理者に届け出て、指示を受けなければならない。

(占用の許可)

第27条 公共下水道の敷地又は施設に物件（以下「占有物件」という。）を設け、継続して占有しようとする者は、申請書を管理者に提出して許可を受けなければならない。ただし、占有物件の設置について、法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。

2 (略)

3 第1項に規定する占有物件の占有の期間は、3年以内とする。ただし、公共の用に供する目的をもって長期にわたり工作物を設置する場合、管理者が認めた場合においては、10年以内とすることができる。

4 (略)

第20条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、あらかじめ管理者に申請しなければならない。許可を受けた事項を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

2 (略)

(許可を要しない軽微な変更)

第21条 法第24条第1項の条例で定める軽微な変更は、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件で、同項の許可を受けた物件（地上に存する部分に限る。）に対する添加であって、同項の許可を受けた者が、当該施設又は工作物その他の物件を設ける目的に付随して行うものとする。

(附近地での行為)

第22条 公共下水道施設附近地で、施設又は機能に支障を及ぼすおそれのある行為を行おうとする者は、管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(占用の許可)

第23条 公共下水道の敷地又は施設に物件（以下「占有物件」という。）を設け、継続して占有しようとする者は、管理者に申請して、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。ただし、占有物件の設置について、法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。

2 (略)

3 第1項に規定する占有物件の占有の期間は、3年以内とする。ただし、公共の用に供する目的をもって長期にわたり工作物を設置する場合において、管理者が認めたときは、10年以内とすることができる。

4 (略)

(占用料)

第28条 管理者は、前条第1項の占用の許可を受けた者から、占用料を徴収する。ただし、次の各号に掲げる占用物件については、この限りでない。

(1)・(2) (略)

2 (略)

(原状回復)

第29条 第27条第1項の占用の許可を受けた者は、その許可により占用物件を設けることができる期間を満了したとき、又は当該占用物件を設ける目的を廃止したときは、当該占用物件を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當であると管理者において認めたときは、この限りでない。

2 管理者は、第27条第1項の占用の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について、必要な指示をすることができる。

(占用料)

第24条 管理者は、前条第1項の占用の許可を受けた者から、占用料を徴収する。ただし、次の各号に掲げる占用物件については、この限りでない。

(1)・(2) (略)

2 (略)

(原状回復)

第25条 第23条第1項の占用の許可を受けた者は、その許可により占用物件を設けることができる期間を満了したとき、又は当該占用物件を設ける目的を廃止したときは、当該占用物件を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當であると管理者が \_\_\_\_\_ 認めたときは、この限りでない。

2 管理者は、第23条第1項の占用の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について、必要な指示をすることができる。

第3章 農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設

(施設の名称等)

第26条 農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設の名称及び主たる施設の位置は、次のとおりとする。

種類	名称	主たる施設の位置
農業集落排水処理施設	半国地区農業集落排水処理施設	亀岡市東本梅町赤熊アリマノ17番地2
	犬甘野地区農業集落排水処理施設	亀岡市西別院町犬甘野八反田34番地
	宮前地区農業集落排水処理施設	亀岡市宮前町宮川六反田102番地
	本梅地区農業集落排水処理施設	亀岡市本梅町中野南田9番地2
	川東地区農業集落排水処理施設	亀岡市河原林町勝林島岩淵104番地
小規模集合排水処理施設	小泉地区小規模集合排水処理施設	亀岡市東別院町小泉釜越1番地

2 管理者は、農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設の供用を開始しようとするときは、あらかじめ、供用を開始すべき年月日、汚水を排除し、及び処理すべき区域その他必要な事項を告示し、かつ、これを表示した図面を一般の縦覧に供する。告示した事項を変更しようとするときも同様とする。

(施設の構造の基準及び処理場の維持管理)

第27条 農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設の構造の基準及び処理場の維持管理については、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他法令で定めるもののほか、公共下水道の例による。

(除害施設)

第28条 使用者は、農業集落排水処理施設又は小規模集合排水処理施設の機能を妨げ、又は損傷するおそれのある下水を継続して排除しようとするときは、除害施設を設置しなければならない。

2 前項の除害施設の設置の基準及び手続等については、公共下水道の例による。

(行為の許可)

第5章 雑則

(改善命令)

第30条 管理者は、使用者が第11条又は第14条の規定に違反して下水を公共下水道に排除しているとき、若しくは排除されるおそれがあるときは、その者に対して期限を定めて、当該下水の水質を改善することを命じ、又は公共下水道の機能及び構造を保全するため、若しくは公共下水道からの放流水を法第8条の技術上の基準に適合させるために必要な限度において、当該下水の排除を一時停止することを命じることができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第31条 第16条、第17条第1項、第24条又は第27条第1項の許可を受けた者は、その権利を無断で譲渡し、又は転貸してはならない。

(手数料)

第32条 排水設備等の新設等の工事を施行しようとする者又は既設排水設備等の検査を受けようとする者は、申請の際に、次の区分により設計審査・検査手数料を管理者に納付しなければならない。

区分	設計審査・検査手数料
排水設備等の便器が2個以下の場合（便器を設置しない場合を含む。）	円 1申請につき 3,000
上記に便器が1個増すごとに	500

第29条 農業集落排水処理施設又は小規模集合排水処理施設の暗渠である構造の部分に固着して排水施設を設けようとする者は、第30条で準用する第5条の規定により排水設備を設ける場合を除き、管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

2 前項の行為の許可の基準及び手続等については、公共下水道の例による。

(準用規定)

第30条 第5条から第10条まで、第15条から第19条まで及び第22条の規定は、農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設について準用する。

<削除>

2 指定工事業者の指定を受けようとする者は、申請の際に、次の区分により手数料を管理者に納付しなければならない。

種類	区分	手数料
指定工事業者登録手数料	新規 1件につき	円 10,000
	更新 1件につき	1,000

3 前2項に定める以外に特別の費用を必要とするときは、その実費を徴収するものとする。

(特別の必要による公共污水ます及び取付管の新設等)

第33条 設置義務者又は使用者は、特別に公共污水ます及び取付管の新設等を必要とするときは、管理者に願い出なければならない。

2 設置義務者又は使用者は、管理者が必要と認めた公共污水ます及び取付管の新設等を行ったときは、その新設等に要した費用の全部を負担しなければならない。

(使用料等の督促及び延滞金)

第34条 この条例に規定する使用料、占用料又は手数料その他の費用(以下「使用料等」という。)を納期限までに納付しない者がある場合の取扱いについては、亀岡市税外収入滞納金督促条例(昭和40年亀岡市条例第1号)第2条、第3条、第5条及び第6条の規定を準用する。この場合において、同条例中「分担金等」とあるのは「使用料等」と、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

(使用料等の軽減又は免除)

第35条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない使用料等を軽減又は免除することができる。

(委任)

第36条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

<新規>

第4章 使用料及び手数料

(使用料の徴収)

第31条 管理者は、下水道の使用について、使用者から下水道使用料（以下「使用料」という。）を徴収する。

2 使用料は、第17条（第30条において準用する場合を含む。）に規定する届出により徴収する。ただし、使用者が同条に規定する届出を怠った場合は、管理者がその届出事項を認定する。

3 共用の給水装置を使用する使用者は、使用料の納付について連帯して責任を負う。

(使用料)

第32条 使用料は、2月を単位とする期間（以下「期」という。）につき、用途及び汚水の排水量（以下「汚水排水量」という。）に応じ、次の表に定めるところにより算定した額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。

(1期2月当たり)

用途	基本使用料		超過使用料 (1立方メートルにつき)	
	基本排水量	金額	立方メートル	円
家事用	20	2,600	21～30	130
			31～40	150
			41～60	190
			61～100	240
			101立方メートル以上	320
			その他	40
汚水用			61～100	270
			101～400	310
			401～1,000	360
			1,001立方メートル以上	420
公衆浴場用	200	24,000	201立方メートル以上	120



2 前項の用途の適用基準については、管理者が別に定める。

3 水道事業給水条例第27条第2項（飲料水供給施設給水条例第5条において準用する場合を含む。）の規定を適用して同条例の水道料金を算定する場合における使用料は、汚水排水量を各戸均等とみなして第1項の規定により算出した各戸の額の合計額とする。

4 下水道の使用の休止又は廃止の届出がないときは、汚水排水量の有無にかかわらず、基本使用料を徴収する。

（使用料の算定）

第33条 使用料は、水道事業給水条例第3条第2号（飲料水供給施設給水条例第5条において準用する場合を含む。）に規定する定例日及び管理者が地下水等に係る汚水排水量を認定する基準日としてあらかじめ定めた日における汚水排水量をもってその日の属する期分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は、これを変更することができる。

（汚水排水量の算定）

第34条 汚水排水量の算定は、次の各号に定めるところによる。

(1) 水道水を使用する場合の汚水排水量は、水道水の給水量とする。

(2) 地下水等を使用する場合の汚水排水量は、その使用水量とし、管理者が認定する。

(3) 水道水と地下水等を併用する場合の汚水排水量は、水道水の給水量に地下水等の使用水量を加えたものとし、管理者が認定する。

(4) 清涼飲料水製造業、製氷業、醸造業その他の事業で、その事業に使用する水の量と汚水排水量とが著しく異なる場合の汚水排水量は、使用者の申告内容を審査して、管理者が認定する。

(5) 第18条（第30条において準用する場合を含む。第36条において同じ。）の規定により一時的に下水道を使用する場合の汚水排

水量は、使用者の申告内容を審査して、管理者が認定する。

(特別な場合における使用料の算定)

第35条 期の中途において下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときの使用料は、次に定めるところにより算定した額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。

(1) 汚水排水量が、基本排水量の2分の1以下のときは、基本使用料の2分の1の額とする。

(2) 汚水排水量が、基本排水量の2分の1を超えるときは、1期分とみなして算定した額とする。

2 期の中途において用途に変更があった場合の使用料は、使用日数の多い方の用途を適用して算定した額とする。

(一時使用の概算使用料の前納)

第36条 第18条の規定により一時的に下水道を使用する者は、管理者が定める概算使用料を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算使用料は、下水道の使用を廃止したとき、清算する。

(使用料の徴収方法)

第37条 使用料は、納入通知書又は口座振替の方法により期ごとに徴収する。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。

(計測装置の設置等)

第38条 管理者は、地下水等を使用する場合の汚水排水量を算定するため必要と認めるときは、適当と認める場所に計測装置を設置し、これを使用者に貸与することができる。

2 前項の使用者は、同項の計測装置を善良な管理者の注意をもって管理するものとし、当該使用者が管理義務を怠ったためにこれを毀損又は亡失したときは、その損害額を弁償しなければならない。

3 管理者は、関係職員を計測装置（管理者の承認を得て使用者等が設置するものを含む。この項及び次項において同じ。）の計測、維持、修繕、撤去その他必要な限りにおいて、計測装置の設置してある場所に立ち入らせることができる。この場合において、使用者は、正当な理由なくこれを拒むことができない。

4 前項の規定により計測装置の設置してある場所に立ち入る職員は、管理者が発行する従事者証を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（手数料）

第39条 手数料は、次の区分により申請者から申請の際に徴収する。

(1) 排水設備確認・検査手数料

区分	手数料
便器が2個以下の場合（便器を設置しない場合を含む。）	円 1申請につき3,000
便器が1個増すごとに	500

(2) 指定工事業者登録手数料

区分	手数料
新規	円 1件につき 10,000
更新	1件につき 1,000

(3) 各種証明手数料

1件につき 300円

2 前項の規定にかかわらず、特別の費用を要するものについては、その実費を徴収する。

3 前2項に定める手数料及び実費は、特別の理由がない限り還付しない。

（使用料等の督促及び延滞金）

第40条 この条例に規定する占用料、使用料又は手数料を納期限までに納付しない者がある場合の取扱いについては、亀岡市税外収入滞

納金督促条例（昭和40年亀岡市条例第1号）の定めるところによる。この場合において、同条例中「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

（使用料等の軽減又は免除等）

第41条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない占用料、使用料、手数料その他の費用を軽減し、若しくは免除し、又は使用料を分納させることができる。

2 前項の軽減、免除及び分納について必要な事項は、管理者が別に定める。

#### 第5章 雑則

（改善命令）

第42条 管理者は、下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備又は除害施設の設置者若しくは使用者に対し、期限を定めて、排水設備又は除害施設の構造若しくは使用の方法の変更を命ずることができる。

（資料の提出）

第43条 管理者は、下水道を適正に管理し、又は使用料を算定するために必要な限度において、使用者から資料の提出を求めることができる。

（権利の譲渡等の禁止）

第44条 第18条若しくは第19条第1項（第30条において準用する場合を含む。）、第20条第1項、第23条第1項又は第29条第1項の許可を受けた者は、その権利を無断で譲渡し、又は転貸してはならない。

（委任）

第45条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

#### 第6章 罰則

#### 第6章 罰則

(罰則)

第37条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、50,000円以下の過料を科することができる。

- (1) 第3条に規定する期間を経過しても排水設備を設置しない者
- (2) 第7条第1項又は第2項の規定による確認を受けないで排水設備等の工事を実施した者
- (3) 排水設備等の新設等を行って第8条第1項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかった者
- (4) 第8条第2項、第15条又は第26条に規定する届出を怠った者
- (5) 第9条第1項の規定に違反して排水設備等の工事を行わせた者及び請負った者
- (6) 第10条、第11条又は第14条の規定に違反した者
- (7) 第16条、第17条第1項、第24条又は第27条第1項の規定による許可を受けないで当該行為をした者
- (8) 第23条の規定による資料の提出を求められて正当な理由なくこれを拒否し、又は怠った者
- (9) 第26条、第29条第2項又は第30条の規定による指示に従わなかった者
- (10) 第31条の規定に違反して権利を譲渡し、又は転貸した者
- (11) この条例に規定する申請書、書類、届出書又は第23条の規定

(罰則)

第46条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、50,000円以下の過料を科することができる。

- (1) 第5条（第30条において準用する場合を含む。）に規定する期間を経過しても排水設備を設置しない者
- (2) 第7条（第12条第3項及び第30条において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けないで排水設備の新設等又は除害施設の設置を行った者
- (3) 排水設備の新設等又は除害施設の設置を行って第8条第1項（第12条第3項及び第30条において準用する場合を含む。）の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかった者
- (4) 第9条第1項（第30条において準用する場合を含む。）の規定に違反して排水設備の工事を行わせた者及び請負った者
- (5) 第11条、第12条第1項、第15条（第30条において準用する場合を含む。）又は第28条第1項の規定に違反した者
- (6) 第22条（第30条において準用する場合を含む。）又は第25条第2項の規定による指示に従わなかった者
- (7) 第17条又は第22条（第30条において準用する場合を含む。）に規定する届出を怠った者
- (8) 第18条若しくは第19条第1項（第30条において準用する場合を含む。）、第20条、第23条第1項又は第29条第1項の規定による許可を受けないで当該行為をした者
- (9) 第42条の規定による命令に従わなかった者
- (10) 第43条の規定による資料の提出を求められて正当な理由なくこれを拒否し、又は怠った者
- (11) 第44条の規定に違反して権利を譲渡し、又は転貸した者
- (12) この条例に規定する申請書、書類、届出書又は第43条の規定

による資料で、不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者又は資料の提出者

第38条 市長は、詐欺その他不正な手段により、この条例によって納付しなければならない使用料等の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料を科することができる。

第39条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料を科することができる。

による資料で、不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者又は資料の提出者

第47条 市長は、詐欺その他不正な手段により、この条例によって納付しなければならない使用料等の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料を科することができる。

第48条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料を科することができる。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き特定環境保全公共下水道、農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設（以下「旧地域下水道」という。）を使用する者（以下「旧地域下水道使用者」という。）にあっては、この条例による改正後の亀岡市下水道条例（以下「新下水道条例」という。）第32条第1項に規定する用途は、家事用とみなす。ただし、施行日以後に用途を変更したときは、その変更した用途を適用する。

3 旧地域下水道使用者にあっては、新下水道条例第31条から第35条までの規定は、施行日以後最初の定例日（亀岡市水道事業給水条例（平成29年亀岡市条例第32号）第3条第2号（亀岡市飲料水供給施設給水条例（昭和43年亀岡市条例第13号）第5条において準用する場合を含む。）に規定する定例日をいう。）及び管理者が地下水等に係る汚水排水量を認定する基準日としてあらかじめ定めた日に算定する汚水排水量により算定する使用料から適用し、同日前に算定し

た汚水排水量により算定する使用料については、この条例による廃止前の亀岡市地域下水道条例（以下「旧地域下水道条例」という。）の規定を適用する。

4 旧地域下水道の排水区域内の土地（排水設備の設置義務を猶予しているものに限る。）に排水設備の新設を行う場合においては、新下水道条例第39条第1項第1号の規定は、平成34年3月31日までに申請のあったものについては、適用しない。

5 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 この条例の施行日前にこの条例による改正前の亀岡市下水道条例又は旧地域下水道条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、第2項から前項に定めるもののほか、新下水道条例の相当規定によりされたものとみなす。

（経過措置の委任）

7 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、下水道事業の管理者の権限を行う市長が定める。

亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和56年亀岡市条例第21号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>○亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例 (総則)</p> <p>第1条 下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）は、この条例の定めるところにより、<u>公共下水道に係る都市計画下水道事業（以下「事業」という。）</u>に要する費用の一部に充てるため、都市計画法（昭和43年法律第100号。<u>以下「法」という。</u>）第75条の規定に基づく受益者負担金（<u>以下「負担金」という</u>_____。）を徴収するものとする。</p> <p>(受益者)</p> <p>第2条 この条例において「受益者」とは、<u>事業</u>_____により築造される<u>公共下水道</u>の排水区域（以下「排水区域」という。）内に存する土地の所有者及び亀岡市下水道条例（昭和57年亀岡市条例第24号）<u>第17条による特別使用許可</u>_____を受けた者（以下「許可者」という。）をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。）の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は賃借人をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(負担金の額)</p> <p>第4条 受益者が負担する負担金の額は、<u>別表</u>に定める1平方メートル当たりの負担金額（以下「単位負担金額」という。）に、当該受</p>	<p>○亀岡市下水道事業____受益者負担に関する条例 (総則)</p> <p>第1条 下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）は、この条例の定めるところにより、<u>下水道事業</u>_____に要する費用の一部に充てるため、都市計画法（昭和43年法律第100号_____）第75条の規定に基づく受益者負担金又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づく分担金（以下「負担金」と総称する。）を徴収するものとする。</p> <p>(受益者)</p> <p>第2条 この条例において「受益者」とは、<u>下水道事業（亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例（平成29年亀岡市条例第31号）第2条第2項に規定する下水道事業をいう。以下同じ。）</u>により築造される<u>下水道</u>の排水区域（以下「排水区域」という。）内に存する土地の所有者及び亀岡市下水道条例（昭和57年亀岡市条例第24号）<u>第19条第1項（同条例第30条において準用する場合を含む。第5条において同じ。）</u>の規定による特別使用の許可を受けた者（以下「許可者」という。）をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。）の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は賃借人をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(負担金の額)</p> <p>第4条 受益者が負担する負担金の額は、<u>次の表</u>に定める1平方メートル当たりの負担金額（以下「単位負担金額」という。）に、当該受</p>



益者が次条の公告の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で、同条の規定により公告された区域内のものの面積を乗じて得た額とする。

(賦課対象区域の決定等)

第5条 (略)

2 (略)

3 前2項の規定にかかわらず、管理者は、亀岡市下水道条例第17条  
に規定する特別使用の許可を受けようとする土地に負担金を賦課することができる。この場合において、当該特別使用許可をもって、第1項の公告があったものとみなす。

(督促手数料)

第7条 法第75条第3項

の規定による督促状を発した場合には、督促状1通について、100円の督促手数料を徴収しなければならない。

(負担金の減免)

第9条 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地については、負担金を徴収しないものとする。

2 (略)

(1)～(4) (略)

(5) 事業のため土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者

(6) 前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を

益者が次条の公告の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で、同条の規定により公告された区域内のものの面積を乗じて得た額とする。

負担区名	単位負担金額 (1平方メートル当たり)
第1負担区	440円
第2負担区	880円

(賦課対象区域の決定等)

第5条 (略)

2 (略)

3 前2項の規定にかかわらず、亀岡市下水道条例第19条第1項に規定する特別使用の許可を受けようとする土地を賦課対象区域とする場合においては、当該特別使用許可をもって、第1項の公告があったものとみなす。

(督促手数料)

第7条 管理者は、都市計画法第75条第3項又は地方自治法第231条の3

第1項の規定による督促状を発した場合には、督促状1通について、100円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しないことができる。

(負担金の減免)

第9条 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地については、負担金を徴収しないものとする。

2 (略)

(1)～(4) (略)

(5) 下水道事業のため土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者

(6) 前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を

減免する必要があると認められる土地に係る受益者  
(延滞金)

第11条 管理者は、第6条第3項の納付期日までに負担金を納付しないものがあるときは、当該負担金額（1,000円未満の端数があるとき、又は納入金の全額が2,000円未満であるときは、これを切り捨てる。）にその納付期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（当該納付期日の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金（その額に10円未満の端数があるとき、又はその金額が10円未満であるときその額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときはその端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して徴収するものとする。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しないことができる。

2 (略)

別表（第4条関係）

負担区名	単位負担金額 (1平方メートル当たり)
第1負担区	440円
第2負担区	880円

減免する必要があると認められる土地に係る受益者  
(延滞金)

第11条 管理者は、第6条第3項の納付期日までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金額（1,000円未満の端数があるとき、又は納入金の全額が2,000円未満であるときは、これを切り捨てる。）にその納付期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（当該納付期日の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金（その額に10円未満の端数があるとき、又はその金額が10円未満であるときその額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときはその端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して徴収するものとする。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しないことができる。

2 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による廃止前の地域下水道条例（以下「旧地域下水道条例」という。）第4条の規定により供用開始の告示がされた土地については、この条例による改正後の亀岡市下水道事業受益者負担に関する

条例に規定する受益者負担金の納付があったものとみなす。

- 3 施行日前に旧地域下水道条例第18条第1項の規定により公共ますの新設等の申請のあった土地における受益者負担金については、なお従前の例による。